別表１

施設園芸省エネ化緊急対策事業一覧

事業実施主体	採　択　基　準	補助対象経費（事業内容）	左　の　説　明（施設等の区分）	補助率	計画変更申請要件
農業者の組織する団体	次の要件を満たしていること。 １　農業者の組織する団体の場合、構成員が３戸以上であること。農地所有適格法人の場合、農作業に年間直接150日以上従事する正社員が３名以上であること。 ２　セーフティネット（収入保険制度又は野菜価格安定制度等）に加入済み、又は、今後加入の意思があること。 ３　県や市町村から採択を受けた事業でないこと。	ヒートポンプ等の省エネ機器の導入に要する経費	１　省エネ機器導入 ヒートポンプ（加温専用タイプも含む）　等 ※燃料経費の大幅な削減が見込まれることから、省エネ機器と一体的に導入することを条件に木質バイオマス加温機から重油加温機への転換も対象とする。 ※木質バイオマス加温機を転換する際は、事業遂行上必要な場合に限り木質バイオマス加温設備の撤去費も対象とする。	１／２以内	１　事業の中止又は廃止 ２　事業実施主体の変更 ３　事業費の30％を超える増又は補助金の増 ４　事業費又は補助金の30％を超える減（ただし、入札による減は除く）